# 空家等対策の取組み状況

### 1. 地域住民等からの申出(苦情)について

①市の対応

空き家の所有者を特定し、所有者に対し改善依頼文書の送付を行っている。

## ②地域住民からの申出件数

期間	申出件数	備考	
平成 28 年 4 月~6 月末	18件		
平成 27 年 4 月~6 月末	7件	すべて特別措置法施行 <sup>*</sup> 後 (~5月末は0件)	

※特別措置法(全面)施行日:平成27年5月26日

平成 27 年 4 月~平成 28 年 3 月   5 0件   対応状況は下表参照
--

#### 【対応状況】

対応不要件数	10件		
		状況改善済	3 2 件
改善依頼件数	4 0 件	所有者と交渉中	6件
		所有者からの連絡なし	2件
合 計	5 0 件		

#### 2. 空家等対策協議会及び庁内検討委員会

空家等対策計画策定に向け、以下の会議を開催した。

- ①空家等対策協議会(1回)平成28年2月19日
- ②空家等対策計画策定に係る庁内検討委員会(全6回) 平成27年6月2日・7月8日・7月22日・10月16日 平成28年2月5日・3月30日

## 3. 特別措置法第15条に基づく税制上の措置について(国)

(1) 『特定空家等<sup>\*</sup>』に対する、固定資産税等の住宅用地特例の取り扱い (平成27年5月26日~)

#### ⇒P6参照

※周辺の生活環境の保全のために放置することが不適切な状態にある空家等

(2) 空き家の発生を抑制するための特例措置(平成 28 年 4 月 1 日~) ⇒P7~11参照

#### 4. 今後の予定

主に、以下の3点を今年度中に実施する予定である。

①市内の空家等実態調査 市内の空き家の数・状況等を把握する。

### ②データベース構築

空き家対策を円滑に行うために、空き家の場所・所有者・対応履歴等が 閲覧できるようなシステムを構築する。

## ③空家等対策計画の策定

上記①~②の成果について分析等を行い、空家等対策協議会・パブリックコメントを経て計画策定を行う。